

国情審答第1号
令和5年8月31日

国見町長 引地 真 様

国見町行政不服及び情報公開
個人情報保護審査会 会長 鈴木 靖裕



国見町情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年6月7日付5国総第327号による次の諮問について、別紙のとおり
答申します。

「令和3年度 町単独事業徳江佐野台地内路面改良工事に係る情報」の部分開
示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

国見町長が、「実証試験に係る情報」、「選定理由に係る情報」、「土地境界に係る情報」、「令和3年4月から同年12月までの間に工事業者から提出を受けた見積書（参考見積書を含む）及び当該見積書提出依頼に係る起案書（提出依頼書、添付書類を含む）」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、国見町長（以下、「実施機関」という。）が令和5年2月14日付で行った「令和3年度町単事業徳江佐野台地内路面改良工事」（以下、「本工事」という。）に係る以下の4つの情報（以下、まとめて「本件審査請求情報」という。）の非開示決定の取消しを求めるというものである。

- (1) 実証試験に係る情報
- (2) 選定理由に係る情報
- (3) 土地境界に係る情報
- (4) 令和3年4月から同年12月までの間に工事業者から提出を受けた見積書（参考見積書を含む）、及び当該見積書提出依頼に係る起案書（提出依頼書、添付書類を含む）

3 審査請求人の非開示決定に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件審査請求情報の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実証試験に係る情報
令和4年8月28日の事後説明会において、本工事の目的は、「実証試験」であるとの説明があった。「実証試験」であれば必ず「目的」、「実施方法」、「検証内容」、「予定される大工事」などの情報があるはずであり、それらの情報を一切不存在として非公開とするのは誤っている。
- (2) 選定理由に係る情報
事後説明会において、当該道路は「必要性と緊急性が高いため、優先的に

工事をしました。」との説明があった。「当該工事場所の選定理由」、「交通量の調査」、「住民からの聞き取り」、「受益面積を示すもの」などの情報があるはずであり、それらの情報を一切不存在として非開示とするのは誤っている。

(3) 土地境界に係る情報

事後説明会において、当該工事場所の境界杭は工事前に確認している事と民有地に入り工事はしていない旨の説明があった。しかし、ほぼ全延長にわたり民有地に入り工事が実施されている。道幅1.3メートルから1.4メートルであり水路の余幅を加えても、路盤改良や防草シートの敷設幅の2.2メートルを入れることは不可能である。「境界確認に係る書類」、「隣接する民有地まで工事をした理由と経過等が分かる書類」、「用地売買に係る書類」などの情報があるはずであり、それらの情報を一切不存在として非開示とするのは誤っている。

(4) 令和3年4月から同年12月までの間に工事業者から提出を受けた見積書（参考見積書を含む）、及び当該見積書提出依頼に係る起案書（提出依頼書、添付書類を含む）

不存在とする理由として、「令和3年8月後半に町内業者から見積書の提出を受けたが、趣旨に合わない内容だったことから、受け取った数日後に破棄をしたため」と記載されている。見積提出依頼文書や受け取った見積書が存在しないことは通常あり得ないので、それらの情報を一切不存在として非開示とするのは誤っている。仮に破棄したのであれば、保存期間や破棄方法は違法と考える。

(5) なお、国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例第11条第1項の規定により、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を付与した。

しかし、審査請求人からの意見はなかった。

4 実施機関の本件審査請求に対する弁明要旨

実施機関は、令和5年6月7日、本件審査請求に対し弁明を行っているが、その弁明は次のように要約される。

(1) 実証試験に係る情報

本工事は道路法第42条に基づく適正な道路維持管理を目的とするものであり、試験的に雑草繁茂抑制を図る工法を採用し、施工後、目視によりその

効果を確認しており、審査請求人が求める「実証試験」に係る情報は不存在的のため、非開示とした。

(2) 選定理由に係る情報

令和3年8月24日、本件とは別の場所の水路不具合の連絡を受け現場対応を行った際、管理不全かつ通行不可能の町道（以下、「本件道路」という。）を確認したため、道路法第42条に基づく適正な道路維持管理が必要な町道と選定した。本工事实施にあたり、一般的に行っている町道維持管理のための「交通量調査」、「住民からの聞き取り」は行っていない。また、本件道路は受益者が特定されない不特定多数の利用がある町道であるため、受益面積を示す情報は存在しない。審査請求人が求める情報はいずれも不存在的のため、非開示とした。

(3) 土地境界に係る情報

用地買収を伴う道路拡幅工事の場合は、事前の境界立ち会い及び確認に係る情報は必須であるが、本工事は、町道敷内の砕石舗装を想定したものであり、審査請求人が求める情報は不存在的のため、非開示とした。

(4) 令和3年4月から同年12月までの間に工事業者から提出を受けた見積書（参考見積書を含む）、及び当該見積書提出依頼に係る起案書（提出依頼書、添付書類を含む）

令和3年8月、工法検討のため、業者に口頭で参考見積りを依頼したところ、業者が保持していた他業者あての見積りの写しの提出があったが、本件の参考とならない見積りだったため破棄した。審査請求人が求める情報は不存在的のため、非開示とした。

5 審査会の判断

(1) 実施機関による4記載の弁明の補足

当審査会が、令和5年7月19日、実施機関に対し、4記載の弁明について説明を求めたところ、次の補足説明があった。

ア 実証試験に係る情報

本件道路は、いわゆる町道路線で平成16年3月に認定された法定道路であり、令和3年8月24日、本件とは別の場所の水路不具合（集水柵に草がつまって越水している）の連絡を受け現場対応を行った際、本件道路

に雑草が繁茂して通行ができない状況を確認した。本件道路の上記管理不全かつ通行不可能の状況を早急に改善するため、本工事を実施した。

道路除草が最近問題になっており、住民からなかなか除草ができないとのことで道路除草について多くの要望を受けていたことから、メーカーで効果が認められ製品化された防草シートを使用して試験的に雑草繁茂抑制を図る工法を採用した。施工後の雑草の繁茂状況は目視確認で十分足りると判断し、本件道路近くに行った際に不定期に状況確認を行っている。

なお、本件道路に防草シートを使用して雑草繁茂が抑制されたことが確認されたため、他の道路においても上記工法を採用している。

イ 選定理由に係る情報

上記のとおり、本件道路の管理不全かつ通行不可能の状況を早急に改善するため、本工事を実施した。当時、本件道路以外に管理不全かつ通行不可能な道路はなく、本件道路の存する第9町内会からはここ数年道路にかかる要望は出ていなかった。

そのため、一般的に行っている町道維持管理のための「交通量調査」、「住民からの聞き取り」を行う必要はなく、また、受益者の特定されない不特定多数の利用がある町道であるため、受益面積というものがそもそも考えられない。

ウ 土地境界に係る情報

民地の法面の土砂が崩れて本件道路に入り込み民地と道路の境界が不明瞭であった。国土調査の際の杭が一部残存していたことから、設計担当者は、国土調査の図面でスケールアップを行い算出した幅員2.2メートルを施工幅としたが、現場の幅員とのずれが生じ、結果的に、施工範囲が民地側へ越境したことが判明した。

事後的に越境した土地の所有者に了解を得たため、官民境界変更はしていない。なお、本工事以降に発注した工事は、碎石を敷く工事であっても事前に境界をすべて確認して復元してから工事に着手している。

越境した部分の権利関係、課税関係については所有者と協議し、協議結果を文書に残したいと考えている。

境界を変更する目的で施工したものではないので、境界確認に係る書類は存在しない。

エ 令和3年4月から同年12月までの間に工事業者から提出を受けた見積書（参考見積書を含む）、及び当該見積書提出依頼に係る起案書（提出依頼書、添付書類を含む）

今後施工する工事において防草シートを使用する際に要する予算を把握するため、口頭にて業者に参考見積りを依頼した。

提出された見積書は、道路の下に敷く防草シートではなく、一般的に上に被せる防草シートの見積りであったため、参考にならないということで破棄した。

(2) 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

ア 実証試験に係る情報

本件道路は道路法の適用のある町道である。

町は、本件道路が全く管理されておらず、雑草が繁茂して通行ができない状況を確認し、上記管理不全かつ通行不可能の状況を早急に改善するため、道路法第42条に基づく道路維持管理を目的として本工事を実施したものである。

当時、道路除草が問題になっており、住民からなかなか除草ができないとのことで道路除草について多くの要望を受けていたことから、町は、本工事に当たり、メーカーで効果が認められ製品化された防草シートを使用して試験的に雑草繁茂抑制を図る工法を採用した。町は、施工後の雑草の繁茂状況は目視確認で十分足りると判断し、本件道路近くに行った際に不定期に状況確認を行っている。

本工事において採用された試験的工法や施工後の目視確認は、審査請求人の主張する「実証試験」やそのためのデータ採取ではなく、本工事において審査請求人の指摘する「実証試験」の「目的」、「実施方法」、「検証内容」、「予定される大工事」などの情報は存在しない。

なお、令和4年8月28日に開催した事後説明会において、審査請求人が「実証試験」との用語を用いた際、町側の担当者が、これを受けて「試験的に」との趣旨で「実証試験」との用語を用いたため混乱が生じたものと思われる。

イ 選定理由に係る情報

(ア) 上記のとおり、町は、本件道路の管理不全かつ通行不可能の状況を早

急に改善するため、道路法第 42 条に基づく道路維持管理を目的として本工事を実施した。

町は、当時、本件道路以外に管理不全かつ通行不可能な道路は確認していなかった。

そのため、本工事に際し他の道路の工事との間で優先順位を付けるということはなく、審査請求人の指摘する「交通量調査」、「住民からの聞き取り」を行う必要はなく、実際それらは行われておらず、「交通量調査」、「住民からの聞き取り」との情報は存在しない。

なお、事後説明会において、町の担当者が「集落内を結ぶ町道ということで優先順位が高いと判断させていただいた」などと発言したことは誤解を招くものであったといえる。

- (イ) 本件道路は、受益者の特定されない不特定多数の利用がある町道であるため、「受益面積」というものがそもそも考えられない。

そのため、審査請求人の指摘する「受益面積を示すもの」との情報は存在しない。

ウ 土地境界に係る情報

- (ア) 用地買収を伴う道路拡幅工事の場合は、事前の境界立会い及び確認が必須であるといえるが、本工事のように道路法第 42 条に基づく道路維持管理を目的とした砕石工事の場合は、道路を拡幅するものではないことから、境界確定の必要はない。

そのため、本工事において、審査請求人の指摘する「用地売買に係る書類」などの「土地境界に係る書類」は存在しない。

審査請求人が指摘する「境界確認に係る書類」、「隣接する民有地まで工事をした理由と経過等が分かる書類」は、審査請求人に対し既に開示されている「設計図書」と「国土調査図面」が該当するものと考えられるが、これ以外の情報は存在しない。

- (イ) なお、民地の法面の土砂が崩れて本件道路に入り込み民地と道路の境界が不明瞭であり、国土調査の杭が一部残存しているのみであったことから、設計担当者は、国土調査の図面でスケールアップをして道路の幅員を確定しているが、その際の人為的ミスで現場の幅員とのずれが生じ、結果的に、施工範囲が民地側へ越境してしまった。越境部分について事

後的に所有者の了解を得ているものの、権利関係、課税関係に問題を残している。

もともと、民地側への越境の点は、審査請求人による令和5年2月1日付行政情報開示請求当時に審査請求人の指摘する「土地境界に係る情報」は存在しないとの結論に影響を及ぼすものではない。

エ 令和3年4月から同年12月までの間に工事業者から提出を受けた見積書（参考見積書を含む）、及び当該見積書提出依頼に係る起案書（提出依頼書、添付書類を含む）

令和3年8月、町は、今後施工する工事において防草シートを使用する際に要する予算を把握するため、口頭にて業者に参考見積りを依頼したところ、業者が保持していた他業者あての見積りの写しの提出があったが、道路の下の碎石に敷く防草シートではなく、一般的に上に被せる防草シートの見積りであり、本件の参考とならない見積りであったため破棄している。

上記見積りは、口頭で提出依頼したものであり、審査請求人の指摘する「見積書提出依頼に係る起案書（提出依頼書、添付書類含む）」は存在せず、また、破棄しているため、「見積書（参考見積書を含む）」は存在しない。

審査請求人は、「仮に破棄したとするならば、保存期間や廃棄方法は違法である」と主張しているが、破棄したことが違法であるかどうかは、審査請求人による令和5年2月1日付行政情報開示請求当時に審査請求人の指摘する「令和3年4月から同年12月までの間に工事業者から提出を受けた見積書（参考見積書を含む）、及び当該見積書提出依頼に係る起案書（提出依頼書、添付書類を含む）」は存在しないとの結論に影響を及ぼすものではない。

- (3) その他、審査請求人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。
- (4) 以上のとおり、実施機関が本件審査請求情報を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

(国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会)

会長 鈴木靖裕、職務代理者 上床悠、委員 元井貴子、委員 奥山光雄
委員 羽根田ヒサ
